

宴会ご利用のお願い(規約)

この度は太閤園にお申込ご用命賜り誠にありがとうございます。

弊園ではご宴会または催物等(以下宴会と称します)のご契約および、宴会場のご利用に關しまして以下の通り定めております。

必ずご一読の上、予めご了承下さいますようお願い申し上げます。

1. ご宴会申込金と前払い金

ご宴会場の仮予約の有効期間は10日間とさせていただきます。この際の申込金は無料でございますが、ご決定を頂戴した時点を申込日とし、お見積り金額の50%を申込金として申し受けます。ご宴会等の内容についての最終お打合せは、ご宴会開催日の10日前までに弊園担当者とお済ませ下さい。その際、弊園から提示いたします見積(以下確定見積とする)の金額全額を前払い金として宴会開催日(以下確定日とする)の7日前までに現金または銀行振込にてお支払い下さい。

なお、お申込金・前払い金に余剰が出ましたときは、ご宴会等開催後、速やかに精算の上ご返金申し上げます。

2. 宴会時間と追加室料

宴会等のご利用開始から終了までのご契約時間(以下宴会時間とする)については、所定の室料をお支払いいただいておりますが、この宴会時間を超過した場合には追加料金を申し受けます。また、宴会時間の前後の準備時間と撤去時間の合計が、1時間までは無料とさせていただきますが、1時間を越える場合は、超過時間に応じて追加室料を申し受けます。ただし、次の宴会使用時間との関連により、宴会時間の延長にじられない場合がございますので、予めご了承下さい。

3. 有料人員の変更

最終お見積りにおいて確認させていただきました料理等を用意する人数(以下確定人数とする)の変更につきましては、確定日の3日前の正午までに弊園の担当係員にご通知下さい。それ以降は全て手配が完了いたしておりますので、確定人数より減少した場合でも、確定人数分の料金を頂戴いたします。

4. 料理の持ち帰り

弊園の料理は宴会場においてお召上がりいただくために適温でサービスさせていただいておりますので、卓上の料理をお持ち帰りになり、ご自宅でお召上がりになりますと、味はもちろんのこと季節によっては食品衛生上好ましくない状態になる場合もありますので、お持ち帰りは固くお断りさせていただきます。

5. 装飾・余興等の手配

宴会等に関連する、装飾・音楽・余興および宴会コンパニオン等につきましては、弊園より指定業者に手配させていただきます。お客様が直接弊園指定以外の業者に依頼される場合は宴会等の円滑なる運営上、事前にご連絡いただき、了承を得た後にお手配下さい。また大太鼓等の打楽器及び編成バンドの持込につきましては、他会場に影響を与えるため事前に担当者にご相談賜りますようお願い申し上げます。なお、事前にご相談なき場合は、お断り申し上げます。

6. 搬入・搬出および機材の取り付け

弊園の了承のもとお客様が直接依頼された業者が行なう宴会等に関する装飾、余興の機材および材料の搬入、搬出または看板等のサイズ、その取付方法および設置場所につきましては、弊園のルールのもとに実施していただくよう業者の方々にご指示申し上げます。なお、展示会等催物開催につきましては、別途「展示会および催物ご利用に関する確認書」をご参照下さい。

7. 損害補償

お客様(お客様側の全ての関係者を含みます)は弊園の施設、什器、備品等を破損したり損傷しないよう十分にご注意下さい。

なお施設、什器等に損傷等損害が発生した場合は弊園よりご指示申し上げますので、速やかに修理を行なうか又はその損害賠償金(休業保証金を含む)をご負担下さいますようお願いいたします。

8. 禁止事項

次に掲げる事項につきましては禁止させていただいておりますのでご遠慮下さるようお願い申し上げます。

- 1) 犬、猫その他の動物の持ち込み
- 2) 危険物、有毒物その他有害物の持ち込み
- 3) 悪臭を発するもの、その他不快感を与えるものの持ち込み
- 4) とばく等、風紀を乱す行為、又は喧嘩行為など他のお客様のご迷惑になるような行為
- 5) 什器備品の移動又は持ち帰り
- 6) その他法令で禁じられている行為

9. 暴力団及び暴力団員、ならびに公共の秩序に反するおそれのある場合

次に掲げる組織、個人においてはご利用をお断りいたします。またそのような事実が明らかになった組織、個人についてもその時点でご利用(予約を含む)をお断りさせていただきます。

- 1) 「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)による指定暴力団及び指定暴力団員
- 2) 反社会的団体及び反社会的団体員(暴力団、過激行動団体、並びにその構成員)
- 3) 暴力、脅迫、恐喝、威圧の不当要求及びこれに類する行為が認められる場合
- 4) 当施設を利用される方が心神耗弱、薬品等による自己喪失など、ご自身の安全確保が困難であったり、他のお客様に危険や恐怖感、不安感を及ぼすおそれがある人物

10. 解約

宴会等にご出席されるお客様が法令、又は公序良俗に反する行為をなさるおそれがある場合、あるいは他のお客様にご迷惑をおかけすると弊園が判断した場合、もしくはこの宴会規約に違反された場合は、ご宴会等のお申込をお断りするかまたは既にご契約をいただいている場合でも解約させていただくことがありますので、予めご了承下さい。

特に1. お申込金および前払金をご請求させていただいた後、指定の日までにご入金がなされない場合には、前項のおそれのある場合と判断して、ご宴会等のご予約を解約の上、ご宴会等お取り消しの場合に準ずる金額をご請求させていただく事がございますので、予めご了承下さい。

◆取消料◆

既にご契約をいただいた宴会等を、お客様のご都合で取消される場合および開催期日を変更される場合、または弊園規約第10項の解約の場合は、下記の取消料を頂戴させていただきます。

お取り消し日	取消料
・お申し込み日よりご利用の41日前まで	規約第1項に定めるお申込金の50%
・宴会等の確定日の40日前より21日前まで	規約第1項に定めるお申込金全額
・宴会等の確定日の20日前より11日前まで	確定見積金額の50%(税金・サービス料除く)
・宴会等の確定日の10日前よりその2日前まで	確定見積金額の80%(税金・サービス料除く)
・宴会等の確定日の前日より当日	確定見積金額の100%(税金・サービス料除く)

藤田観光グループ 太閤園 株式会社

〒534-0026 大阪市都島区網島町9-10

電話)06-6356-1110(代表) FAX)06-63567-0507

<http://www.taiko-en.com>